

定期報告を要する特殊建築物等及び建築設備等

(1) 特殊建築物等

用途	特殊建築物等	
	用途に供する規模等	報告の時期
1 劇場、映画館又は演芸場	地階・F \geq 3 (注1)、 A ₁ (注2) \geq 200 m ² 又は主階が1階以外にあるもの ※避難階のみにあるものは除く。	3年ごと 平成29年 7月～10月
2 観覧場 (注6)、 公会堂又は集会場	地階・F \geq 3 (注1) 又は A ₁ (注2) \geq 200 m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
3 病院又は診療所 (注7)	地階・F \geq 3 (注1) 又は A ₂ (注3) \geq 300 m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
4 児童福祉施設等 (幼保連携 型認定こども園を含む。)	地階・F \geq 3 (注1) 又は A ₃ (注4) \geq 300 m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
5 ホテル又は旅館	地階・F \geq 3 (注1) 又は A ₃ (注4) \geq 300 m ² ※避難階のみにあるものは除く。	3年ごと
6 共同住宅又は寄宿舎 (サービス付き高齢者向け 住宅、認知症高齢者グルー プホーム又は障害者グルー プホームに限る。)	地階・F \geq 3 (注1) 又は A ₃ (注4) \geq 300 m ² ※避難階のみにあるものは除く。	平成30年 7月～10月
7 学校	地階・F \geq 3 (注1) 又は A ₄ (注5) \geq 2,000 m ² ※避難階のみにあるものは除く。	3年ごと 平成31年 7月～10月
8 体育館、博物館、美術館、 図書館、ホーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場又はスポーツ練習場	地階・F \geq 3 (注1) 又は A ₄ (注5) \geq 2,000 m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
9 百貨店、マーケット、展示 場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場 (カラ オケボックスその他これに類する ものを除く。)、公衆浴場、 待合、料理店、飲食店又は 物品販売業を営む店舗	地階・F \geq 3 (注1)、 A ₃ (注4) \geq 500 m ² 又は A ₄ (注5) \geq 3,000 m ² ※避難階のみにあるものは除く。	
10 カラオケボックスその他こ れに類するもの	A ₄ (注5) > 100 m ²	

(注1) 地階・F \geq 3 : 地階でその用途に供する部分が100 m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100 m²を超えるものをいう。
 (注2) A₁ : その用途に供する部分 (客席の部分に限る。) の床面積の合計を示す。
 (注3) A₂ : その用途に供する2階の部分 (その部分に患者の収容施設がある場合に限る。) の床面積の合計を示す。
 (注4) A₃ : その用途に供する2階の部分の床面積の合計を示す。
 (注5) A₄ : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
 (注6) 観覧場 : 屋外観覧場を除く。
 (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか

否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

	報告対象	報告時期
建築設備 (注1)	「(1) 特殊建築物等」に設けられた建築設備	毎年 7月～10月
(注1) 建築設備：[換気設備]政令第112条第16項（当該項を準用する場合を含む。）の規定により防火設備を設けたものに限る。 [排煙設備]排煙機又は送風機を設けたものに限る。 [非常用の照明装置]蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。		

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

	報告対象	報告時期	備考
防火設備	「(1) 特殊建築物等」に設けられた、随時閉鎖式の防火設備	毎年 7月～10月 ※初回は、H30年7月～10月	外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。
	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上のものに設けられた、随時閉鎖式の防火設備		

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。